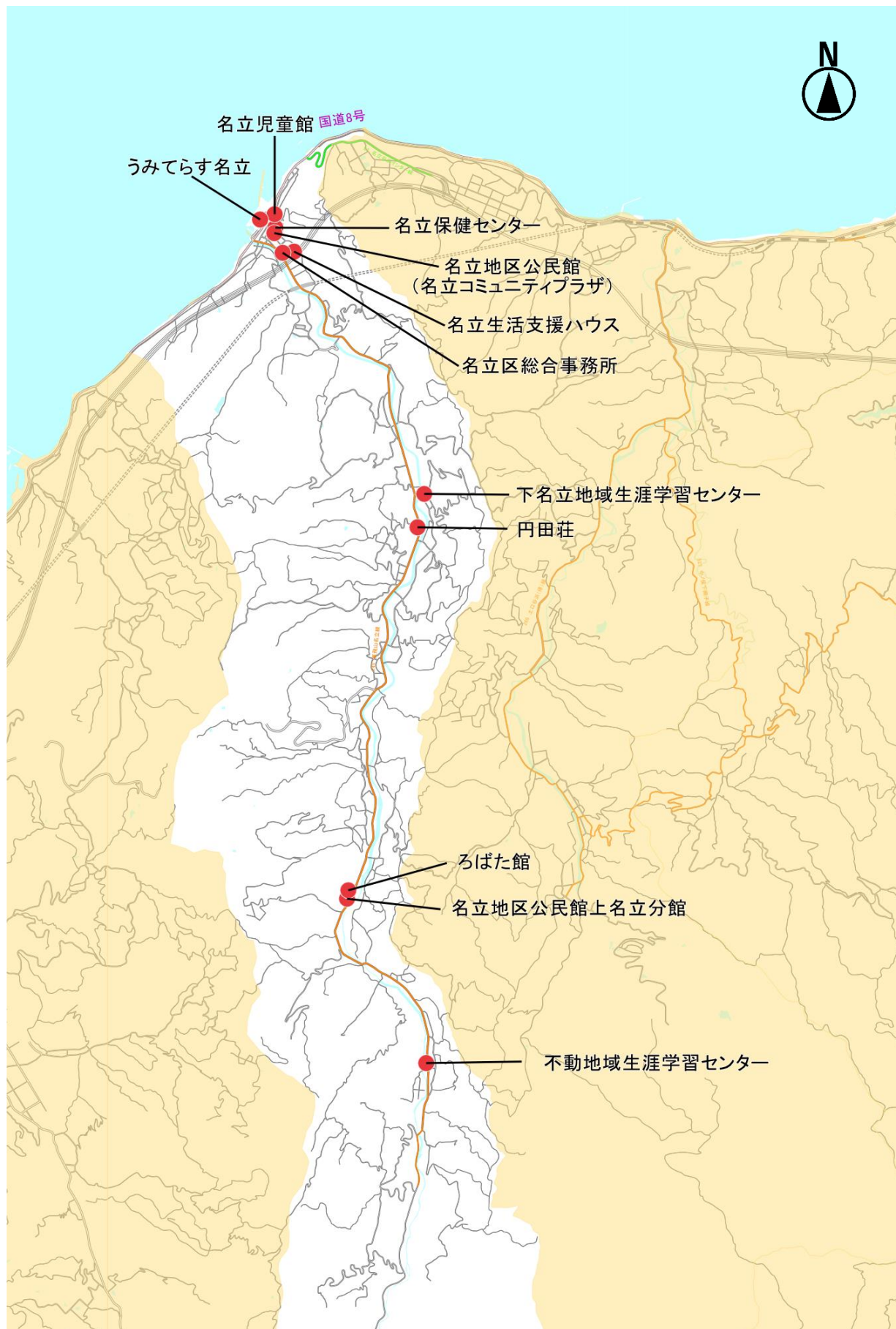


②8名立区



1:68,000

4 策定経過

本計画の策定に当たっては、施設利用者等の関係者の皆さんに対しては、適正配置の取組の必要性や施設の現状や課題等を説明し、意見交換を行い、地域協議会や市議会に対しては計画の概要や各施設の取組方向について説明し、理解を得ながら進めてきました。

策定までの主な経過及び地域協議会において配付した主な資料は、次のとおりです。

(1) 策定までの主な経過

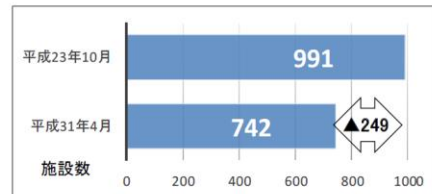
年 月	内 容
平成 31 年 3 月 ～令和元年 5 月	○ 全地域協議会に対し、第 6 次上越市行政改革推進計画の策定に伴い行政改革の取組の概要を説明
令和元年 10 月 ～11 月	○ 全地域協議会に対し、公の施設の適正配置の取組概要について説明 資料 1、3
令和元年 12 月 ～令和 2 年 10 月	○ 関係者との協議（利用者、地元町内会、その他影響が想定される団体等との協議を実施） ※ 適正配置に伴う課題に対する対応策をあわせて協議し、適正配置計画に反映
令和 2 年 1 月 30 日	○ 総務常任委員協議会において、公の施設の適正配置の取組概要について説明
令和 2 年 7 月 ～10 月	○ 全地域協議会に関係者との協議に基づき作成した各施設の今後の取組方向（適正配置候補施設リスト）を提示 資料 2
令和 2 年 11 月	○ 「第 4 次上越市公の施設の適正配置計画（案）」の作成
令和 2 年 12 月 4 日	○ 所管事務調査（総務常任委員会）
令和 2 年 12 月 21 日 ～令和 3 年 1 月 20 日	○ パブリックコメントの実施
令和 3 年 2 月	○ 「第 4 次上越市公の施設の適正配置計画」の策定・公表

今後の「公の施設の再配置計画」の取組について

公の施設の再配置の取組状況と現状と課題について

1 これまでの取組状況

市町村合併後、公の施設の廃止や譲渡を進め、平成 23 年 10 月時点で 991 施設あった公の施設は、平成 31 年 4 月 1 日現在、742 施設となっています。



2 現状と課題

現 状

○人口推計

合併当時 21 万人であった人口は、減少傾向が続いており、令和 27 年には、推計で約 14 万人となる見込み。
(H31.4.1 現在の人口：192,068 人)

○財源不足

市の財政は、歳出が歳入を上回るため、財源不足を基金の取崩しで補う状況が続く見込み。(R2～R4 年度で 49.6 億円の取崩しを予定しており、また、R5 以降においても収支均衡を図る目途がたっていない。)

○公の施設の状況

- 多くの施設の老朽化に伴う、維持管理経費と更新費用増加の見込み。
(今後 40 年間の維持・更新費用試算額：約 4,325 億円)
- 合併前の各市町村で進めた施設整備により多くの類似施設を保有している。(温泉施設、体育館など)

課 題

- 人口減少
- 施設機能の重複する配置
- 施設更新、維持管理に係る財政負担の抑制
- 施設機能の適正な維持
* 老朽化する施設に対する計画的な修繕の実施、機能を維持するための複合化(機能集約)

公の施設の再配置計画(個別施設計画)について

1 公の施設の再配置の必要性

将来予測される人口減少や収支不足の市の財政状況等を踏まえ、今後、施設の老朽化がますます進行し、大規模修繕や更新が見込まれる中、多くの施設を現状のまま維持していくことは困難な状況です。

このような状況の下、今を生きる私たちは、地域の皆さんと共に、子どもや孫など次代を担う世代が今後も安心して暮らすことができる将来を見据え、教育や福祉を始めとした市民生活を支える基礎的なサービスを安定的に提供していくためにも、施設の廃止や機能の集約を行う必要があります。

また、継続すべき施設については、末永く利用していただくため、適切に維持・管理し、長寿命化を図ることとしています。

2 基本事項

- ・計画期間：令和 3 年度～令和 12 年度の 10 年間とし、令和 7 年度に見直しを行います。

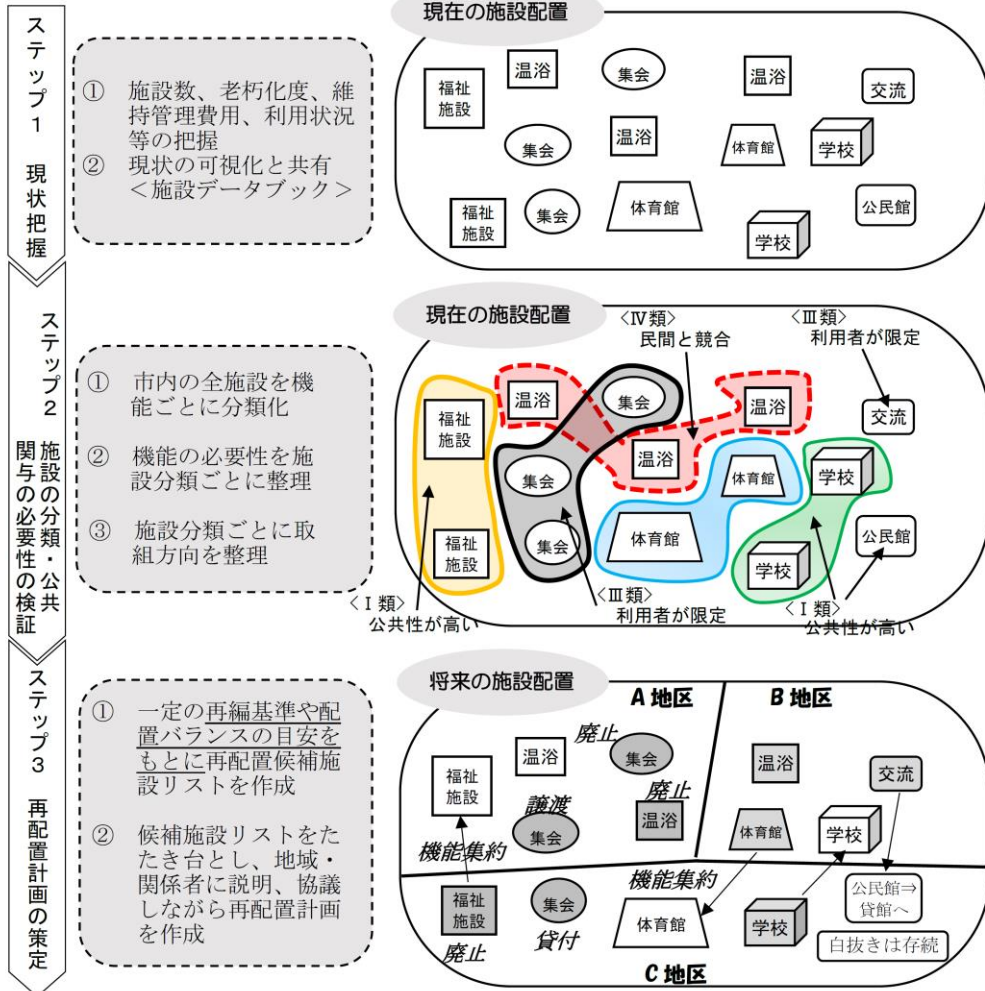
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
前期(令和3年度から令和7年度)					後期(令和8年度から令和12年度)				

見直し

3 今後の取組の方針

取組方針	具体的な取組
①人口や財政状況を踏まえ施設の配置を検討	廃止（休止） 用途の変更
②地域の実情を踏まえ施設の配置を検討	機能の集約
③利用状況を踏まえ適切な管理者によるサービス提供を検討	民間譲渡 貸付又は譲渡
④長期にわたり利用促進を図るため計画的な修繕等について検討	施設の長寿命化

4 今後の取組のイメージ



将来的な施設の配置について

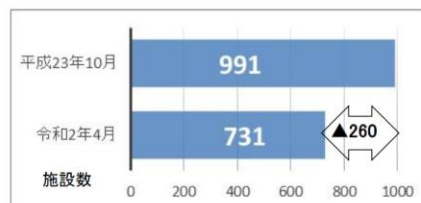
今後、人口減少等による利用状況の変化などに対応するため、これまで地域自治区ごとに配置している施設を、複数の地域自治区で供用すること、また、複数の異なる機能の施設を集約することで維持管理費用の縮減を図ることが必要と考えています。

「公の施設の再配置計画」の取組について

1 公の施設の再配置の取組状況と現状と課題について

(1) これまでの取組状況

市町村合併後、公の施設の廃止や譲渡を進め、平成23年10月時点で991施設あった公の施設は、令和2年4月1日現在、731施設となっています。



(2) 現状と課題

現 状

○人口推計

合併当時21万人であった人口は、減少傾向が続いており、令和27年には、推計で約14万人となる見込み。

(R2.4.1 現在の人口：190,042人)

○財源不足

市の財政は、歳出が歳入を上回るため、財源不足を基金の取崩しで補う状況が続く見込み。

(R2～R4年度で49.6億円の取崩しを予定しており、また、R5以降においても収支均衡を図る目途がたっていない。)

○公の施設の状況

- 多くの施設の老朽化に伴う、維持管理経費と更新費用増加の見込み。

(今後40年間の維持・更新費用試算額：約4,325億円)

- 合併前の各市町村で進めた施設整備により多くの類似施設を保有している。(温浴施設、体育館など)

課 題

○人口の減少

○施設機能の重複する配置

○施設更新、維持管理に係る財政負担の抑制

○施設機能の適正な維持

*老朽化する施設に対する計画的な修繕の実施、機能を維持するための複合化(機能集約)

2 公の施設の再配置計画(個別施設計画)について

(1) 公の施設の再配置の必要性

将来予測される人口減少や市の財政状況等を踏まえ、今後、施設の老朽化がますます進行し、大規模修繕や更新が見込まれる中、多くの施設を現状のまま維持していくことは困難な状況です。

このような状況の下、今を生きる私たちは、地域の皆さんと共に、子どもや孫など次代を担う世代が今後も安心して暮らすことができる将来を見据え、教育や福祉を始めとした市民生活を支える基礎的なサービスを安定的に提供していくためにも、施設の廃止や機能の集約を行う必要があります。

また、継続すべき施設については、未永く利用していただくため、適切に維持・管理し、長寿命化を図ることとしています。

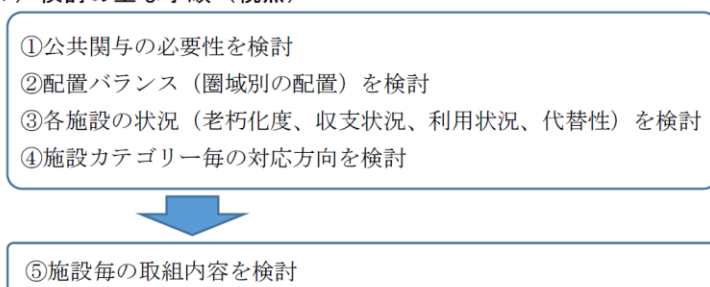
(2) 計画期間

- 令和3年度～令和12年度の10年間とし、令和7年度に見直しを行います。

(3) 公の施設の再配置における取組方針

取組方針	具体的な取組
①人口や財政状況を踏まえ施設の配置を検討	廃止（休止） 用途の変更 機能の集約
②地域の実情を踏まえ施設の配置を検討	
③利用状況を踏まえ適切な管理者によるサービス提供を検討	民間譲渡 貸付又は譲渡
④長期にわたり利用促進を図るため計画的な修繕等について検討	施設の長寿命化

(4) 検討の主な手順（視点）



3 スケジュールについて

時 期	内 容
H31.3～	○ 全 28 区の地域協議会に第 6 次上越市行政改革推進計画の策定に伴い行政改革の取組の概要を説明
R1.10～11	○ 全 28 区の地域協議会に今後の「公の施設の再配置計画」の取組について説明
R1.12～R2.3	○ 地域協議会に公の施設の再配置の取組状況を報告 ○ 関係者との協議（利用者、地元町内会、その他影響が想定される団体等） ※再配置に伴う課題に対する対応策をあわせて協議し再配置計画に反映
R2.4～	○ 関係者との協議（協議未了の施設）【施設所管課】
R2.7～9	○ 地域協議会に関係者との協議に基づき作成した再配置候補施設リストを示す。 【行政改革推進課・施設所管課】 ※再配置に伴う課題に対する対応策をあわせて協議し再配置計画に反映
R2.11	○ 再配置計画（案）の作成【行政改革推進課】
R2.11～R3.2	○ 所管事務調査（総務常任委員会）【行政改革推進課】 ○ パブリックコメントの実施（計画案の公表）【行政改革推進課】
R3.3	○ 公の施設の再配置計画（個別施設計画）策定・公表【行政改革推進課】
<参考> 【計画策定後】 R3.4～R13.3	公の施設の再配置の実施 ○関係者と正式協議（方針決定） ○地域協議会に諮問 ➡ 答申 ○市議会で議決 ➡ 施設の再配置（廃止、譲渡等）

・資料3： 地区ごとの人口及び将来推計人口

地 区	R2.4.1現在				R27までの推計値				
	住民基本台帳人口				H27国勢調査に基づく推計値				
	人口(人) A	年齢構成(%)			人口(人)				
		0～14歳	15～64歳	65歳以上	R7	R12	R17	R22	R27
上 越 市	190,042	11.9	55.7	32.4	180,695	171,607	162,342	153,022	144,070
高 田 区	27,496	10.8	54.2	35.0	24,832	22,661	20,536	18,513	16,621
新 道 区	9,184	13.2	59.4	27.4	10,732	10,969	11,139	11,275	11,326
金 谷 区	14,033	13.6	56.3	30.0	13,498	12,998	12,462	11,928	11,432
春 日 区	22,047	15.2	62.7	22.1	22,545	22,726	22,724	22,551	22,239
諏 訪 区	924	7.9	46.3	45.8	1,033	953	884	803	726
津 有 区	4,790	11.4	56.1	32.5	4,424	4,154	3,859	3,542	3,224
三 郷 区	1,309	13.3	52.9	33.8	1,261	1,197	1,143	1,082	1,024
和 田 区	6,041	13.5	57.0	29.5	5,729	5,655	5,567	5,447	5,332
高 士 区	1,378	10.0	49.6	40.4	1,188	1,066	949	825	711
直 江 津 区	17,475	11.4	55.9	32.7	17,926	17,088	16,206	15,262	14,309
有 田 区	15,329	16.4	61.2	22.4	16,397	17,003	17,515	18,032	18,561
八 千 浦 区	3,892	11.3	55.8	32.9	3,460	3,175	2,889	2,617	2,369
保 倉 区	2,056	9.8	49.6	40.6	1,909	1,740	1,555	1,374	1,205
北 諏 訪 区	1,499	10.8	56.0	33.2	1,353	1,242	1,116	995	878
谷 浜・桑 取 区	1,484	4.9	50.4	44.7	1,236	1,047	875	720	593
安 塚 区	2,206	5.2	43.5	51.3	1,678	1,355	1,082	846	653
浦 川 原 区	3,211	10.9	50.7	38.4	2,800	2,507	2,230	1,966	1,721
大 島 区	1,425	6.0	39.3	54.7	1,091	873	693	539	414
牧 区	1,740	6.3	43.4	50.3	1,421	1,178	965	793	649
柿 崎 区	9,270	9.8	50.4	39.8	8,067	7,200	6,358	5,553	4,812
大 潟 区	9,300	10.7	55.1	34.2	8,262	7,600	6,912	6,221	5,567
頸 城 区	9,401	11.6	61.0	27.4	8,421	7,977	7,500	6,973	6,420
吉 川 区	3,939	7.5	50.6	41.9	3,263	2,827	2,428	2,063	1,735
中 郷 区	3,564	7.9	49.8	42.3	3,027	2,632	2,256	1,905	1,596
板 倉 区	6,559	10.8	52.5	36.7	5,886	5,399	4,937	4,467	4,025
清 里 区	2,584	10.0	52.5	37.5	2,347	2,124	1,922	1,708	1,509
三 和 区	5,449	11.3	53.4	35.3	4,878	4,501	4,123	3,730	3,345
名 立 区	2,457	8.5	46.6	44.9	2,031	1,760	1,517	1,292	1,074

※令和27年の推計値は、令和元年10月～11月に全地域協議会において配付した上越市創造行政研究所作成（平成29年4月改訂）の人口・世帯に関する基礎データ集から一覧を作成したものです。

※構成比は、表示単位未満四捨五入のため、合計が100%にならない場合があります。

第4次上越市公の施設の適正配置計画
(令和3年2月策定)
(令和4年7月一部変更)
資料編

発行 新潟県上越市

編集 上越市総務管理部行政改革推進課

〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号

TEL (025) 520-5609 FAX (025) 526-6111

URL <https://www.city.joetsu.niigata.jp/>